

東日本学園大学歯学会会則

I 総 則

(名 称)

第1条 学会は東日本学園大学歯学会と称する。(以下学会と記載する)

(目 的)

第2条 学会は本学歯学部を中心に会員相互の緊密な協力により、学術研究の推進と専門技術の練磨を計り、歯学の一層の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 学会は、目的達成のために次の事業を行う。

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1. 総会の開催 | 2. 研究発表会、講演会、研修会の開催 |
| 3. 学会誌の発行 | 4. その他理事会の必要と認める事業 |

(事 務 所)

学会の事務所は、東日本学園大学歯学部置く。

II 会員及び会費

(会 員)

第5条 学会に名誉会員、正会員、準会員、及び賛助会員をおく。

(名誉会員)

第6条 学会の設立、発展に特に功労のあった者を、理事会の議を経て名誉会員に推挙することが出来る。

1. 名誉会員は、学会の行事に参加し、学会誌の寄贈を受けることが出来る。
2. 名誉会員には、名誉会員証を贈呈し、一切の費用を徴収しないものとする。

(正 会 員)

第7条 1. 本学教職員、研究生、臨床研究生、卒業生及び元教職員は所定の書類を提出し、理事会の承認を得て正会員となることが出来る。
2. 学会の目的に賛同する一般の入会希望者は、所定の書類に正会員の推薦書を附して提出し、理事会の承認を得て正会員となることが出来る。

(準 会 員)

第8条 本学歯学部学生は、所定の書類を提出し、理事会の承認を得て、準会員となることが出来る。

(賛助会員)

第9条 学会の目的に賛同し、その事業に協力を希望する法人または個人は、所定の書類に学会役員の推薦書を附して提出し、理事会の承認を得て賛助会員となることが出来る。

(会 費)

第10条 学会の会費を次の通り定める。

- | | | | | |
|----------|-----|---------|-----|---------|
| 1. 正 会 員 | 入会金 | 3,000円 | 年会費 | 5,000円 |
| 2. 準 会 員 | | | 年会費 | 3,000円 |
| 3. 賛助会員 | 入会金 | 10,000円 | 年会費 | 30,000円 |

Ⅲ 役員及び会務分担

(役員)

第11条 学会に次の役員をおく。

会長，専務理事，理事，監事，評議員

(会長)

第12条 会長は会務を総理し，学会を代表する。

会長は本学歯学部教授の中より理事会が推薦し，評議員会及び総会の議を経てこれを決定する。会長の任期は2年とする。

(専務理事)

第13条 専務理事は理事会の互選により選出し，会長これを依嘱する。

専務理事は理事会を総括し会務を処理推進する。

専務理事の任期は2年とし，再選により重任することが出来る。

(理事)

第14条 理事は理事会を組織し，合議により会務を推進するほか，夫々庶務，会計，編集，企画等の会務を分担掌理する。

理事は評議員会において選出し，総会の議を経て，会長これを委嘱する。理事の任期は2年とし，再選により重任することが出来る。

(監事)

第15条 監事は評議員会において選出し，総会の議を経て，会長これを委嘱する。監事は経理関係書類を検討し，予算・決算執行の適否に関し，毎年会長に報告書を提出するものとする。

監事は必要により，理事会に出席することが出来る。

監事の定数は2名とし，その任期は2年とする。監事は再選により重任することが出来る。

(評議員)

第16条 評議員は評議員会を組織し，予算，決算，事業計画，人事等の重要案件を審議し，且つ会長の諮問に答えるものとする。

評議員は本学歯学部の教授・助教授，及び専任講師を以ってこれに当て，総会の議を経て会長これを依嘱するものとする。

評議員の任期は，原職の在任期間とする。

(常置委員会)

第17条 庶務，会計，編集，企画等の会務を処理するために，常置委員会を置く。常置委員会は担当理事を中心に，所要の教職員を以って組織する。常置委員会の細則は，別に定める。

Ⅳ 事業

(総会)

第18条 総会は年1回開催する。会長は総会を主宰する。

専務理事は，事業計画書，事業報告書，予算書，決算書等を提出説明し，会長はその承認を求めてこれを決定する。

(研究発表会，講演会，研修会)

第19条 研究発表会は年1回以上開催するものとし，会員の研究発表及び情報交換に資すること

を目的とする。また必要により、随時講演会または研修会を催すものとする。この企画及び実施は、企画委員会が所掌する。

(学 会 誌)

第20条 学会誌は、当分の間年1回これを発行する。学会誌は、状況により逐次増刊することが出来る。

学会誌の編集、刊行は、編集委員会の所掌とする。

(届 出)

第21条 1. 会員にして身分、住所等に異動を生じた者は、速かに事務所に届出なければならない。

2. 会員にして退会を希望する者は、速かに事務所に届出なければならない。

(除 籍)

第22条 会員にして会費を2年以上滞納して連絡のない者、及び学会の名誉に反する言動のあった者については、会長は評議員会の議を経て退会を勧告除籍することが出来る。

(会則の改廃)

第22条 2 会則の改廃は理事会、評議員会の議を経て、総会の承認によりこれを行うものとする。

1. 理事会、評議員会は夫々定数の3分の2の出席を以って成立する。

2. 理事会、評議員会の議決は、出席者の過半数の得票を以って有効とする。白紙及び棄権は無効票とし、意志を明示し署名捺印した委任状は有効とする。

3. 総会において発言し、議決に加わることの出来る者は、正会員に限るものとする。

附 則 本会則は、昭和57年7月31日よりこれを施行する。